令和８年９月１７日
文教委員会報告資料6-2
教育部指導課

（素案）

立川市立中学校部活動の地域連携・地域展開に関する推進計画

（改革実行期間前期：令和８年度から令和10年度まで）

令和８（2026）年（改訂版）

立川市教育委員会

目次

第１章　はじめに……1
１　計画の目的……1
２　計画改訂の経緯……1
３　他計画との関係……2
４　計画期間……2
５　用語解説……3
６　部活動指導員及び部活動外部指導員の主な役割……4

第２章　計画改訂にあたって……5
１　国の動き……5
２　東京都の動き……6
３　本市の状況……7

第３章　計画の体系……11
１　目標及び基本方針……11
２　計画の体系図……12

第４章　事業の展開と今後の主な取組……13
基本方針１　生徒のニーズ等を踏まえたスポーツ・文化芸術活動環境の整備……13
基本方針２　地域クラブ活動の運営団体の確保……15
基本方針３　指導者の確保・指導者の資質の向上……16

資料編……18
１　委員名簿……19
２　会議経過……20
３　設置要綱・学校部活動の方針……21
４　参考資料……29

【取組の類型･名称】
地 域 展 開:生徒のスポーツ･文化芸術活動を学校部活動から地域クラブに展開すること。
地 域 連 携:学校部活動において部活動指導員等の配置や合同部活動等を実施すること。
地域展開等:「地域展開」と「地域連携」をまとめて指し示す。
※過去の資料から抜粋した場合の標記については、「地域移行」という名称を使用しております。

第1章　はじめに

1　計画の目的

近年、少子化の進行や生徒の価値観の多様化、教員の働き方改革の推進等、学校部活動を取り巻く環境は大きく変化しています。こうした状況を踏まえ、国は従前のガイドラインを令和7年に「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」と名称変更して改訂し、今後の学校部活動の地域展開等に関する方針を示しました。

こうした国の動向を踏まえつつ、本計画においては、本市の実情に即した形で部活動の地域展開等を推進するための基本的な方針と具体的な取組を示し、生徒の豊かな学びと成長を最優先に据えつつ、持続可能な活動体制を地域全体で構築することを目的に改訂しました。

本市においては本計画に基づき、関係者が共通の理念と目標を共有し、具体的かつ実効性のある施策を着実に推進することで、子どもたちが将来にわたりスポーツ・文化芸術に親しみ、心身ともに健やかに成長できる環境の確保・充実を図ります。

2　計画改訂の経緯

本市においては、スポーツ庁・文化庁の「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（令和4（2022）年12月）、東京都の「学校部活動及び地域クラブ活動に関する総合的なガイドライン」（令和5（2023）年3月）及び「学校部活動の地域連携・地域移行に関する推進計画」（令和5（2023）年3月）を参考に、部活動の地域連携・地域移行に取り組み、子どもたちにとって、魅力あるスポーツ・文化芸術活動を確保するとともに、教員の負担軽減につながる取組を推進することを示した「立川市立中学校部活動の地域連携・地域移行に関する推進計画」を令和6年（2024）年9月に策定しました。

令和7年に文部科学省及び東京都は従前のガイドライン・推進計画を改訂し、令和8年度以降の学校部活動の地域展開等に関する方針を示しました。このことを受け、本市においては、今後の学校部活動の地域展開等の取組の方向性等を改めて定めるため、学識経験者や関係団体、学校管理職、保護者等で構成する「立川市立中学校部活動の地域連携及び地域展開に関する検討委員会」の協議を経て策定しました。

3　他計画との関係

計画策定にあたっては、文部科学省の「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン～子供たちのスポーツ・文化芸術活動の充実に向けて～」（令和7年12月）、東京都の「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン～生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会確保・充実と教員の働き方改革を目指して～」及び「東京都における中学校の部活動改革に関する推進計画」（いずれも令和8年3月）を参酌するとともに、立川市第4次学校教育振興基本計画等との整合を図っています。

4　計画期間

文部科学省の「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン～子供たちのスポーツ・文化芸術活動の充実に向けて～」（令和７年 12 月）の計画期間を踏まえ、令和８（2026）年度を初年度とする３年間を前期の計画期間とします。

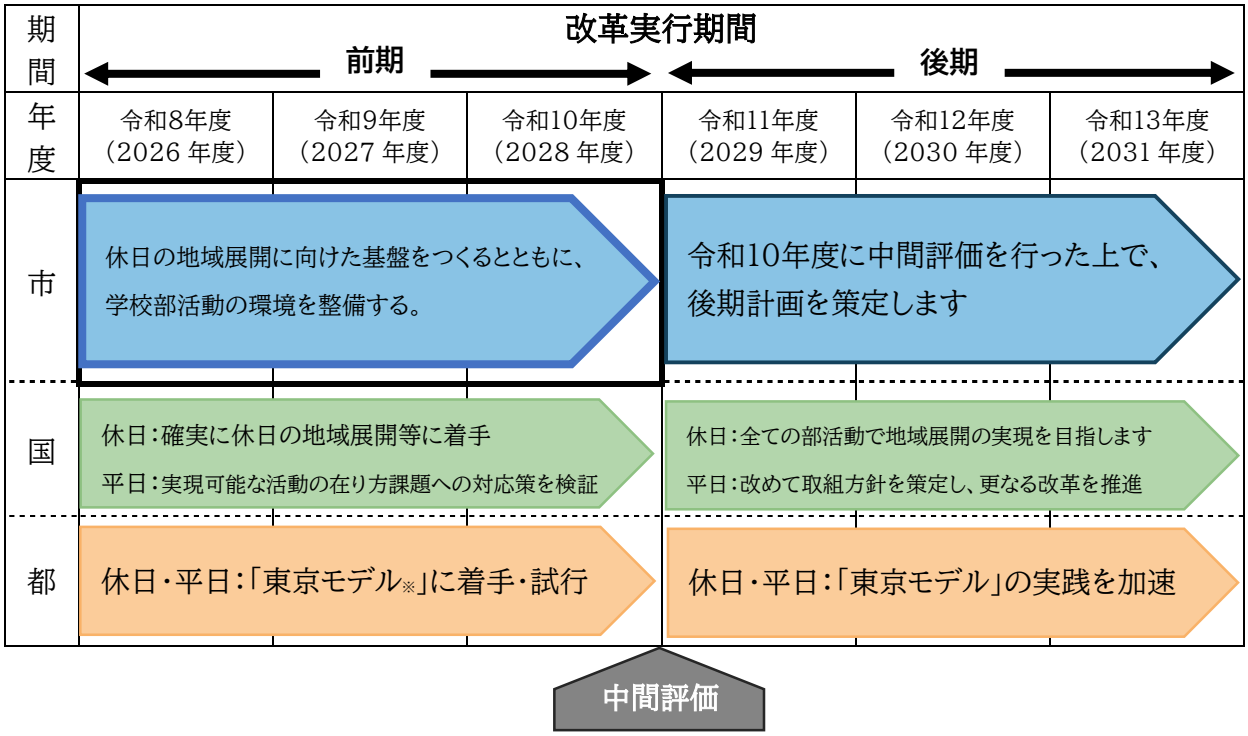

※東京モデル
各地区の状況に応じて、以下を組み合わせて持続可能な環境を構築
A 部活動の地域展開…地域の団体が運営団体・実施主体として、子供の活動の機会を確保
B 部活動の地域連携（拠点化）…複数の学校で連携して行い、子供の活動の機会を確保
C 部活動の地域連携（外部人材の活用）…地域の方々に参画いただき、子供の活動の機会を確保

5　用語解説

☑「地域クラブ活動への展開（地域展開）」とは

　現行の中学校で行われている部活動が、学校以外の人や団体など「地域」により行われるようになることを指します。

東京都における中学校の部活動改革に関する推進計画（令和8年3月）より

☑「地域連携」とは

　現行の中学校で行われている部活動に対して、部活動指導員等の指導者を配置するなど地域の人材の支援を受け部活動を実施することをいいます。自治体によっては、複数校の生徒が一つの拠点に集い活動する方式である「拠点校方式による合同部活動」を導入し活動を実施していることもあります。

東京都における中学校の部活動改革に関する推進計画（令和8年3月）より

☑部活動指導員（会計年度任用職員）

　今までの学校部活動の顧問の先生と同じように、生徒への技術指導や大会引率などを行う外部人材のことです。学校部活動の意義を理解し、指導する資質・能力及び専門的な知識・技能を有する方を任用します。また、実技のみならず生徒指導及び助言を行います。

☑部活動外部指導員（有償ボランティア）

　生徒への技術指導を行う外部人材のことです。

6　部活動指導員及び部活動外部指導員の主な役割

	主な役割（職務）	教員	部活動指導員	部活動外部指導員
1	実技指導	○	○	○
2	安全・障害予防に関する知識・技能の指導	○	○	○
3	事故が発生した場合の現場対応	○	○	○
4	用具・施設の点検・管理	○	○	
5	部活動中の事故防止、安全対策	○	○	
6	学校外での活動（大会・練習試合等）の引率	○	○	
7	保護者等への連絡	○	○	
8	年間・月間指導計画の作成	○	○	
9	生徒指導に係る対応	○	○	
10	外部の指導者との連絡・調整	○	○	
11	部活動の管理運営（会計管理等）	○	○	
12	担任との連絡・調整	○		
13	地域との連絡・調整	○		
14	大会主催者との連絡・調整	○		
15	広報活動	○		

「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン～生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会確保・充実と教員の働き方改革を目指して～」（令和8年3月　東京都）を参考に作成

第２章　計画改訂にあたって

１　国の動き

運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン　平成30(2018)年3月策定

文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン　平成30(2018)年3月策定

- 生徒の心身の健康や学業との両立を重視し、部活動を持続可能に運営するための指針としてスポーツ庁・文化庁より示されました。適切な活動時間や休養日を設定し、過度な負担を防ぐとともに、安全で効果的な指導体制の整備を求めています。

学校の働き方改革を踏まえた部活動改革(通知)　令和2(2020)年9月通知

- 教員の長時間勤務を改善するとともに、生徒にとって望ましい部活動環境を整備するために、学校・地域・保護者が連携し、休日の地域移行、適切な活動時間の設定、持続可能な指導体制の構築を推進することが文部科学省より示されました。

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン　令和4(2022)年12月策定

- 生徒が将来にわたり継続してスポーツや文化芸術活動に親しめる環境の整備を図るため、学校部活動の適正な運営に加え、休日を中心とした地域クラブ活動への移行を推進し、学校・地域・関係団体が連携して、持続可能で安全・安心な活動体制を構築することが示されました。

中学校、高等学校、特別支援学校の学習指導要領解説の一部改訂　令和6年(2024)年12月改訂

- 本改訂では、部活動改革を踏まえ、学校部活動と地域クラブ活動の連携や役割が明確化されました。教育的意義を踏まえた適切な活動運営とともに、生徒の多様なニーズに応じた活動機会の確保や、学校・地域が連携して持続可能な活動体制を構築することが示されました。

部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン ～子供たちのスポーツ・文化芸術活動の充実に向けて～　令和7(2025)年12月策定

- 学校部活動の改革と地域クラブ活動への円滑な展開を進めるための指針で、生徒が継続してスポーツ・文化活動に参加できる環境づくりを目指し、学校、自治体、地域団体などの役割や連携の在り方が示されました。

2　東京都の動き

学校部活動及び地域クラブ活動に関する総合的なガイドライン
学校部活動の地域連携・地域移行に関する推進計画
令和5年(2023)年3月策定

- 東京都の総合的なガイドラインは、国のガイドラインを踏まえ、学校部活動と地域クラブ活動を一体的に推進するための基本方針を示したものです。適切な活動時間・休養日の設定や安全管理、生徒の自主性を尊重した活動の充実に加え、学校と地域が連携して持続可能な活動環境を整備するための考え方や関係者の役割を示しています。
- 東京都の推進計画は、学校部活動の地域連携・地域移行を計画的に進めるための実施方針です。休日部活動を中心に地域クラブ活動への移行を段階的に進めるとともに、自治体、学校、スポーツ団体などの連携体制や指導者確保、運営体制の整備を推進し、生徒が継続して活動できる環境づくりを目指すことが示されています。

学校部活動の地域連携・地域移行に関する推進計画
令和6年(2024)年3月改訂

- 令和5年度の取組状況を踏まえて令和6年3月に改訂され、休日に教員が部活動指導に携わる必要がない環境の早期実現を目標として明確化されました。

学校部活動の地域連携・地域移行に関する推進計画
令和7年(2025)年3月改訂

- 地域連携や地域移行の進捗や課題を整理するとともに、自治体や学校、スポーツ団体などとの連携を強化し、持続可能な部活動環境の構築と生徒の継続的な活動機会の確保に向けた施策を推進することが示されました。

部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン
～生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会確保・充実と教員の働き方改革を目指して～
東京都における中学校の部活動改革に関する推進計画
令和8(2026)年3月策定

- 東京都の総合的なガイドラインでは、生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会を確保・充実させるとともに、教員の働き方改革を進めるため、学校部活動と地域クラブ活動の連携・地域展開の方向性を示した指針が示されました。
- 生徒が将来にわたりスポーツ・文化芸術活動に親しめる環境づくりを目指し、令和8年度から令和13年度までを改革実行期間として、学校部活動の地域展開等を計画的に推進する方針(東京モデル)や取組スケジュールが示されました。

3　本市の状況

市の状況

(1)中学校数及び生徒数(各年5月1日現在)について

市立中学校は９校あり、令和７年度の生徒数は 3,797 人です。少子化が進展する中、近年、生徒数は、平成 29 年度の 3,945 人をピークに緩やかな減少傾向が見られます。

《各年度の生徒数》

平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
3,945 人	3,844 人	3,742 人	3,776 人	3,780 人	3,789 人	3,783 人	3,780 人	3,797 人

（特別支援学級固定級含む）

(2)部活動数、部員数及び参加率(各年6月1日現在)について

令和7年度、市立中学校に設置されている部活動数は、運動部活動で 82 部、文化部活動で 39 部、部員数は 3,178 人、参加率は 83.7%となっていますが、近年、部活動数、部員数及び部活動への生徒の参加率に、大きな変動は見られません。

しかし、局所的に見ると、生徒が入りたい部活動が通学する学校にないケースや、小規模校等において、部員数が少ないことで、試合への出場選手数を満たせないなど、学校単位での活動が困難になっている状況が見られ、少子化の影響の兆しが見え始めているとも考えられます。

《市立中学校部活動設置状況と部員数》

年度	部活動数(部)			在籍生徒数	部員数(人)			参加率
	運動部	文化部	合計	(人)	運動部	文化部	合計	(%)
平成 31 年度	92	45	137	3,742	2,079	1,242	3,321	88.7
令和２年度	88	45	133	3,775	2,028	1,175	3,203	84.8
令和３年度	92	44	136	3,778	2,121	1,204	3,325	88.0
令和４年度	89	43	132	3,791	2,056	1,175	3,231	85.2
令和５年度	84	43	127	3,784	2,029	1,176	3,205	84.7
令和６年度	80	40	120	3,782	2,009	1,160	3,169	83.8
令和７年度	82	39	121	3,798	2,072	1,106	3,178	83.7

市立中学校部活動数、部員数、参加率の推移(特別支援学級固定級含む)※令和2年度のみ、7月1日現在の状況

（3）部活動指導に対する教員の実態

東京都教育委員会による「未来へ　つなぐ　部活動改革　アンケート」（令和6年度）では、次のような実態が明らかになりました。（立川市のみの結果）

質問項目	回答率（%）
部活動の指導や運営を負担に感じている、やや感じている教員	80.7
自分の専門の部活動について、休日に指導や運営に携わりたくない教員	69.3
自分の専門ではない部活動について、休日に指導や運営に携わりたくない教員	94.3
部活動の指導や運営によって支障が生じている業務（複数回答）	教材研究　76.9 生徒指導　53.8 教員連絡　48.1 保護者連絡　36.5

（4）部活動の地域連携の状況

本市においては、部活動の技術指導等で、教員に代わって、技術指導や大会等への単独引率を行うことができる部活動指導員や、教員をサポートする部活動外部指導員を学校からの申請に基づき配置しています。令和7年度は、部活動指導員及び部活動外部指導員を全市立中学校に配置しており、部活動指導員は約 32.2%、部活動外部指導員は約 37.1%の部活動において技術指導等に携わっています。

本市においては、学校と地域の連携・協働の下、着実に地域連携の取組を進めてきましたが、学校によっては、指導員の配置が必要な部活動に対して、適切な地域人材が見つからないケースや、仕事や家庭の都合等で指導員が辞めてしまうケースも見られます。

《部活動指導員及び部活動外部指導員の配置部活動数、配置人数、活動数の推移》

年度	部活動数	部活動指導員（会計年度任用職員）				部活動外部指導員（有償ボランティア）			
		配置部活動数	配置割合（%）	配置人数（人）	活動時間数（時間）	配置部活動数	配置割合（%）	配置人数（人）	活動日数（日）
平成31年度	137	27	19.7	35	4,270	48	35.0	92	3,663
令和２年度	133	27	20.3	39	3,039	40	30.1	76	2,336
令和３年度	136	26	19.1	45	4,452	45	33.1	83	3,136
令和４年度	132	34	25.8	62	5,036	49	37.1	85	3,446
令和５年度	127	34	26.8	65	4,603	41	32.3	94	3,236
令和６年度	120	39	32.5	72	4,378	48	40.0	108	3,469
令和７年度	121	39	32.2	68	4,644	45	37.1	85	3,710

（5）児童の考え

小学校第5・第6学年児童対象に令和7年10月に実施したアンケートの結果（一部）は以下のとおりです。

※ 単数回答の回答割合の合計は、四者五入の関係で100%にならない場合があります。
※ 複数回答の回答割合の合計は100%を超えることがあります。

Q.中学生になったら、部活動に入りたいですか。

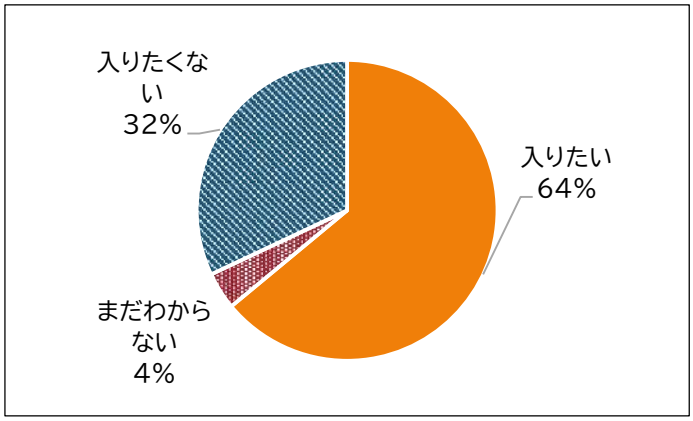

Q.部活動を今とは違うやり方に変えていこうという計画について、あなたの考えを教えてください。

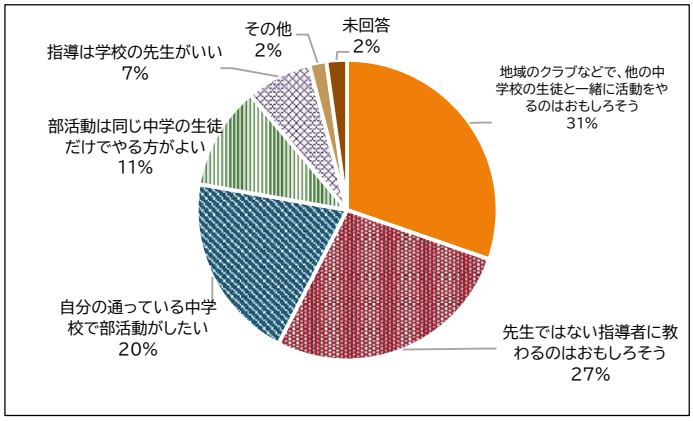

Q.学校の部活動やそれに代わるクラブ活動で「こんなものがあれば参加したいな」と思うものがあったら教えてください。

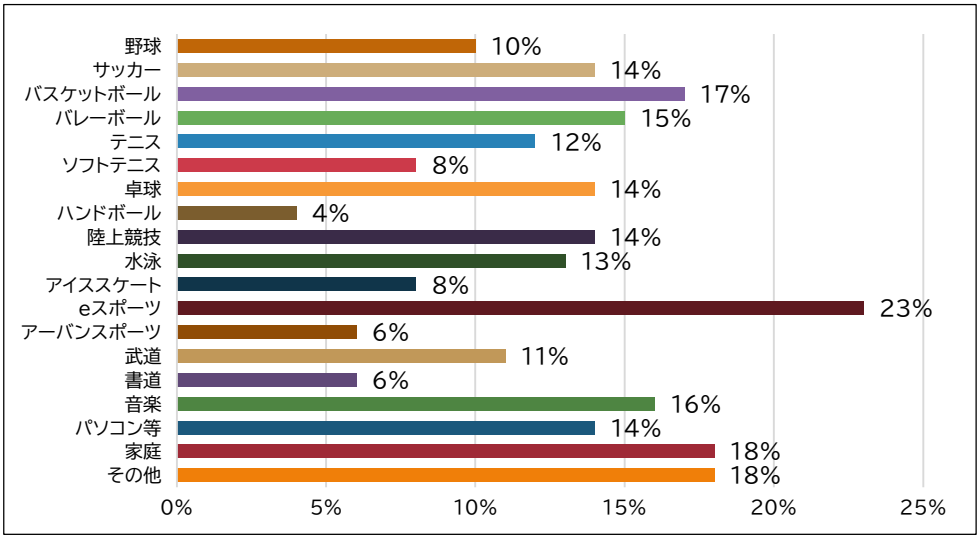

その他

（運動系）

ドッジボール、バドミントン、ダブルダッチ、ダンス、弓道、ソフトボール、射撃、チアダンス、クライミング、馬術、新体操、フットサル、ボルダリング、インラインスケート、ラクロス等

（文化系）

演劇、軽音、美術、イラスト・漫画、鉄道研究、写真、華道、

（6）保護者の考え

小学校第5・第6学年児童の保護者対象に令和7年10月に実施したアンケートの結果（一部）は以下のとおりです。

※　単数回答の回答割合の合計は、四者五入の関係で100%にならない場合があります。
※　複数回答の回答割合の合計は100%を超えることがあります。

Q.お子様が中学校入学後、部活動に加入させたいと思いますか。

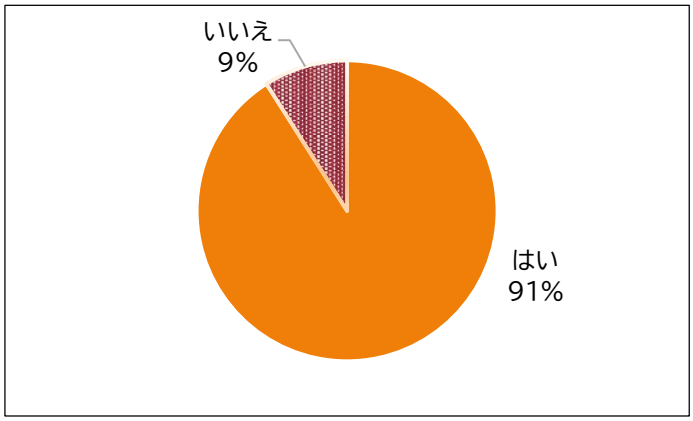

Q.お子様が部活動に参加するうえで、どのようなことを期待していますか。今の考えに最も近い選択肢を選んでください。（上のアンケートで「はい」を選択した保護者が回答）

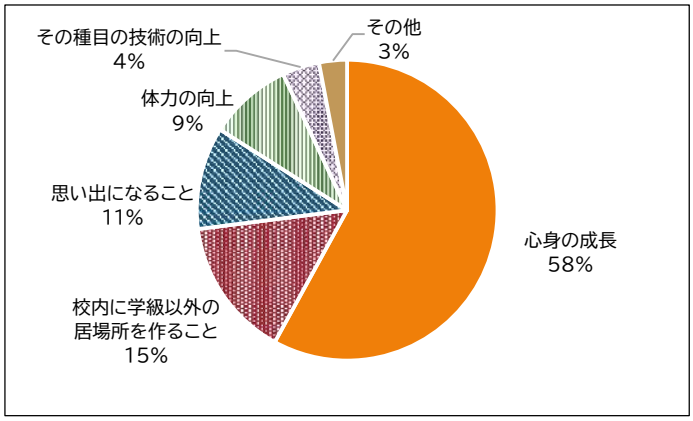

Q.地域展開した際に費用負担がある場合、いくらまでなら負担してもよいと思いますか（月額）

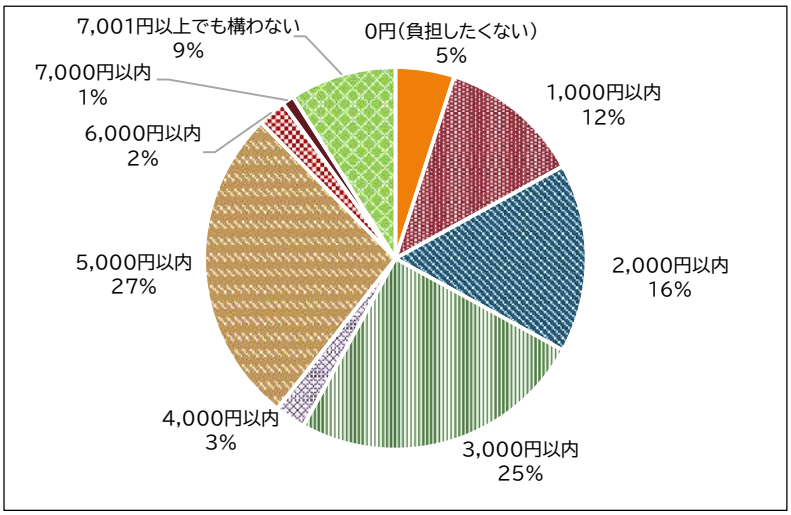

第３章　計画の体系

１　目標及び基本方針

目標

休日の地域展開に向けた基盤をつくるとともに、

学校部活動の環境を整備する。

部活動改革の理念（急激な少子化が進む中においても、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保・充実していくこと）やこれからのスポーツ・文化芸術活動に期待される役割や意義に照らして、現状の学校部活動の課題や地域の状況を捉えなおし、地域全体で活動を支えることが、生徒にとって望ましい環境づくりに必要であるという認識を改革に関わる幅広い関係者において共有しながら、地域展開等に取り組みます。

基本方針 1

生徒のニーズ等を踏まえたスポーツ・文化芸術活動環境の整備

地域クラブ活動では、地域のスポーツ・文化芸術団体等との連携・協働により、生徒のニーズを踏まえた、スポーツ・文化芸術活動の場の創出を図ります。

基本方針 2

地域クラブ活動の運営団体の確保

地域のスポーツ・文化芸術団体や大学、企業、プロスポーツチーム等の地域団体の中から、学校部活動に代わって生徒を受け入れ、新たな地域クラブ活動の場を提供する運営団体の確保に努めていきます。

基本方針 3

指導者の確保・指導者の資質の向上

専門的な技術指導ができる地域人材の把握・発掘に努めるとともに、マッチングできる体制並びに教職員の兼業・兼職制度の整備を図ります。

2　計画の体系図

基本方針 1　基本方針１　生徒のニーズ等を踏まえたスポーツ･文化芸術活動環境の整備

基本施策１　多様な活動機会の確保

- 取組事項１　地域展開に向けたトライアル事業の実施
- 取組事項２　部活動拠点化の推進
- 取組事項３　市立中学校の部活動の方針の見直し

基本施策２　学校、児童・生徒及び保護者へのニーズ調査の実施

- 取組事項４　学校、児童・生徒、保護者へのニーズ調査の実施

基本方針 2　基本方針２　地域クラブ活動の運営団体の確保

基本施策３　認定制度の運用設計

- 取組事項５　認定制度の構築
- 取組事項６　認定地域クラブの運用支援の検討

基本方針 3　基本方針３　指導者の確保・指導者の資質の向上

基本施策４　指導者の確保

- 取組事項７　部活動指導員及び部活動外部指導員の確保
- 取組事項８　教職員の兼業兼職の制度整備

基本施策５　指導者の資質の向上

- 取組事項９　指導者研修の実施
- 取組事項 10　日本版 DBS の適正運用

第４章　事業の展開と今後の主な取組

基本方針１　生徒のニーズ等を踏まえたスポーツ・文化芸術活動環境の整備

現　状	● 生徒のスポーツ・文化芸術活動に対するニーズは多様化しており、少子化や教職員の働き方改革の進展により、学校部活動のみで全てのニーズに対応することが難しくなっています。 ● 地域に存在する様々な資源を活用し、生徒のスポーツ・文化芸術活動の充実を図るために、関係団体と密に連携を図っていく必要があります。
課　題	● 生徒一人ひとりの多様なニーズに応じた活動機会を確保するとともに、学校と地域が連携・協力し、持続可能で安全・安心なスポーツ・文化芸術活動環境を整備する必要があります。

指標 1	やりたいスポーツ･文化芸術活動を続けられている。（部活動参加者対象）	目標値（令和10年度） **90%以上**
指標 2	拠点校方式により実施されている部活動数	目標値（令和10年度） **3部活以上**

基本施策 1　多様な活動機会の確保

- 生徒の興味・関心や発達段階等に応じたスポーツ・文化芸術活動の充実を図ります。
- 勝利思考だけでなく、楽しむことや交流を目的とした活動機会を創出します。
- 部活動の拠点化を推進します。

取組事項	概要
（1）地域展開に向けたトライアル事業の実施	地域展開に伴う課題や効果を検証するため、対象校や対象種目を設定し、地域クラブ等と連携した実証事業を実施します。検証結果を踏まえ、本格的な地域展開に向けた制度や運営方法の改善を図ります。
（2）部活動拠点化の推進	生徒数の減少等に対応し、拠点校方式を導入することで、持続可能な活動環境を整備します。学校間連携を推進し、多様な競技･文化活動への参加機会を確保します。
（3）市立中学校の部活動の方針の見直し	地域展開の進捗や国や東京都の方針を踏まえ、市立中学校における部活動の方針を見直し、生徒の多様なニーズや教職員の働き方改革に対応した運営体制を構築します。

基本施策 2　学校、児童・生徒及び保護者へのニーズ調査の実施

部活動に関する現状や課題、関係者の意向を継続的に把握するため、定期的なニーズ調査を実施し、その結果を後期計画の策定に活用します。

取組事項	概要
（4）学校、児童・生徒、保護者へのニーズ調査の実施	学校、児童・生徒及び保護者を対象としたニーズ調査を実施し、部活動や地域展開に対する意向や期待、課題等を把握します。 また、調査結果を踏まえ、地域の実情に応じた地域クラブ活動の在り方や受け入れ体制の整備、関係者との協議及び後期計画の策定に活用します。

基本方針２　地域クラブ活動の運営団体の確保

現　状	● 本市をホームタウンとして活動するプロスポーツチームが９つ※あります。 ● プロスポーツチームによるスポーツ教育活動が各小・中学校で行われていて、学校との連携体制は構築することができています。 ● 現在※、本市に認定地域クラブはありません。 ※いずれも令和８年７月末現在
課　題	● 学校部活動では指導者の人件費や施設利用費等の経費は受益者負担ではありませんでしたが、認定地域クラブ活動では、指導者の人件費等のクラブ運営に必要な経費が発生し、現行の学校部活動の部費よりも割高になることが考えられます。このことから、会費の金額によって子どもたちの活動機会が失われないよう、可能な限り低廉な会費の設定とともに、経済的に困窮する家庭の中学生に対する認定地域クラブ活動への参加費用の支援等については、重要な検討課題となります。

指標 1	認定地域クラブの数	目標値（令和10年度） **1クラブ以上**

基本施策 3　認定制度の運用設計

国が定めた要件等に基づき、地域クラブ活動の認定を行う仕組みを構築し、民間クラブチーム等との区別や活動の質を担保することにより、地域クラブ活動（認定地域クラブ活動）を学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動にします。

※中学校等の部活動を継承・発展させた生徒のスポーツ・文化芸術活動として認定した活動を「認定地域クラブ活動」という。

取組事項	概要
(5)認定制度の構築	安全性や適切な運営体制を備えた地域クラブを認定する制度を構築し、活動の質の確保と生徒･保護者が安心して参加できる環境づくりを推進します。
(6)認定地域クラブの運用支援の検討	認定地域クラブが継続的かつ安定的に運営できるよう、情報提供や運営支援、人材確保、財政的支援など必要な支援策について検討します。

基本方針３　指導者の確保・指導者の資質の向上

現　状	● 令和７年３月 13 日現在、本市では 68 人の部活動指導員と 85 人の部活動外部指導員が配置されております。 ● 地域連携の推進にあたっては、生徒の豊かな活動の実現を図るために、部活動指導員及び部活動外部指導員に加えて、地域でご協力いただける方や兼職・兼業が可能である教職員を指導者として迎えられるよう、人材確保の仕組みを構築することが求められています。
課　題	● 心身の発達の途上にある生徒を指導するには、練習が過度な負担とならないようにするとともに、生徒の安全確保や不適切な指導の根絶が強く求められます。指導者によって適切な指導がなされるよう、指導者のリスキリングの機会の設定、指導者資格取得に向けた支援体制の整備、研修の実施等が必要になります。

指標 1	部活動指導員が配置されている部活動における顧問の部活動従事時間	目標値（令和10年度） **週5時間以内**

基本施策 4　指導者の確保

学校部活動における部活動指導員・部活動外部指導員を継続的・安定的に確保し、持続可能な活動としていく必要があります。地域団体等との連携により、専門的な技術指導ができる地域人材の把握・発掘に努めるとともに、指導者を学校や地域クラブ活動の運営団体・実施主体とマッチングできる体制の整備を図ります。

また、希望する教職員が兼業・兼職制度の活用により指導に携われるよう環境を整備し、指導者の確保に努めます。

取組事項	概要
(7)部活動指導員及び部活動外部指導員の確保	包括連携協定を締結している大学等に学生の派遣を依頼し、指導者の確保に努めます。 また、地域団体や企業等との連携により、専門的な技術指導ができる地域人材の把握･発掘に努めます。
(8)教職員の兼業兼職の制度整備	部活動運営に参画する教職員が適切に活動できるよう、兼業･兼職に関する手続きや勤務管理、服務上のルールを整理し、円滑な制度運用を図ります。

基本施策 5　指導者の資質の向上

公認スポーツ指導者資格等の有資格者に限らず、競技等の経験のある OB・OG や近隣の大学で、スポーツ・文化芸術活動に取り組む学生など、専門性や資質・能力を有する指導者を地域の中で広く確保していくとともに、指導者の養成や資質向上の取組を進めていく必要があります。

地域団体と連携し、指導者や地域クラブ活動の運営団体等の関係者に対し、研修会等の開催やガイドライン等の情報提供を行う等、地域の指導者や生徒、保護者が共通理解の下、生徒が安心して活動に参加できる環境を整備していきます。

取組事項	概要
(9)指導者研修の実施	部活動指導員及び部活動外部指導員等を対象に、安全管理、ハラスメント防止、救急対応、教育的配慮等に関する研修を実施し、指導者の資質向上を図ります。
(10)日本版 DBS の適正運用	生徒が安心して活動できる環境を確保するため、日本版 DBS 制度を適正に運用します。

資料編

1　委員名簿

2　会議経過

3　設置要綱・学校部活動の方針

4　参考資料

1　委員名簿

令和7年度立川市立中学校部活動の地域連携及び地域移行に関する検討委員会委員

委員構成

区分		氏名	所属等
学識経験を有する者	副委員長	林田　敏裕	東京学芸大学　教育学部　講師
	委　員　長	早瀬　健介	東京女子体育大学･東京女子体育短期大学　教授
関係団体等が推薦する者		芦澤　清八	特定非営利活動法人　立川市スポーツ協会　会長
		足立　香織	公益財団法人　立川市地域文化振興財団　事務局長
		都築　啓志	立川市文化協会　渉外部　部長
中学校に在籍する生徒の保護者		下田　洋之	立川市立中学校 PTA 連合会
条例別表に定める市立小学校及び中学校の校長		渋谷　里美	立川市立立川第五中学校　校長
		田中　義典	立川市立柏小学校　校長
		水越　伸朗	立川市立立川第七中学校　校長
市の職員		奥野　武司	立川市文化スポーツ部長
		齋藤　真志	立川市教育委員会事務局教育部長

（敬称略　区分ごとに五十音順）

令和8年度立川市立中学校部活動の地域連携及び地域展開に関する検討委員会委員

委員構成

区分		氏名	所属等
学識経験を有する者		林田　敏裕	東京学芸大学　教育学部　講師
		早瀬　健介	東京女子体育大学･東京女子体育短期大学　教授
関係団体等が推薦する者		芦澤　清八	特定非営利活動法人　立川市スポーツ協会　会長
		足立　香織	公益財団法人　立川市地域文化振興財団　事務局長
		都築　啓志	立川市文化協会　渉外部　部長
中学校に在籍する生徒の保護者		下田　洋之	立川市立中学校 PTA 連合会
条例別表に定める市立小学校及び中学校の校長		今本由美子	立川市立立川第九中学校　校長
		山　口　　聡	立川市立立川第一中学校　校長
		山本　修史	立川市立第五小学校　校長
市の職員		奥野　武司	立川市文化スポーツ部長
		下河辺　康	立川市教育委員会事務局教育部長

（敬称略　区分ごとに五十音順）

2　会議経過

立川市立中学校部活動の地域連携及び地域展開（移行）に関する検討委員会

年度	回	開催日程	主な議事
令和７年度	第１回	令和７（2025）年８月４日	○　立川市立中学校部活動の地域連携・地域移行に関する推進計画の改訂スケジュール及び改訂の骨子案について
	第２回	令和７（2025）年12月22日	○　立川市立中学校部活動の地域連携・地域展開に関する推進計画の改訂案について
令和８年度	第１回	令和８（2026）年７月30日	○

3　設置要綱・学校部活動の方針

立川市立中学校部活動の地域連携及び地域展開に関する検討委員会設置要綱

令和5年6月 26 日教育委員会要綱第 28 号

（設置）

第1条　立川市立学校設置条例（昭和 38 年立川市条例第 66 号。以下「条例」という。）別表に定める市立中学校（以下「中学校」という。）における部活動（以下「部活動」という。）の段階的な地域連携及び地域移行について検討するため、立川市立中学校部活動の地域連携及び地域展開に関する検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条　委員会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

（1）　部活動の地域連携及び地域展開に関すること。

（2）　その他必要な事項に関すること。

（組織）

第3条　委員会は、委員 11 人程度をもって組織し、次の各号に掲げる者につき、教育委員会が委嘱し、又は指名する。

（1）　学識経験を有する者

（2）　関係団体等が推薦する者

（3）　中学校に在籍する生徒の保護者

（4）　条例別表に定める市立小学校及び中学校の校長

（5）　市の職員

2　委員の任期は、委嘱又は指名の日から、当該日の属する年度の3月 31 日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3　委員は、再任されることができる。

（委員長等）

第4条　委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によって定める。

2　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条　委員会は、委員長が招集する。

2　委員会は、委員の定数の過半数の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

（意見聴取）

第6条　委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の職員の出席又は資料の提出を求めることができる。

（謝礼）

第7条　第3条第1項第1号から第3号までに掲げる委員には、予算の範囲内で謝礼を支払うものとする。

（庶務）

第8条　委員会の庶務は、教育委員会事務局教育部指導課において処理する。

（委任）

第9条　この要綱の施行について必要な事項は、委員長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和5年6月 26 日から施行する。

附　則（令和8年3月3日教育委員会要綱第6号）

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

立川市立中学校に係る学校部活動の方針

本方針策定の趣旨等

○　本方針は、市立中学校の学校部活動を対象とし、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境を構築するという観点に立ち、部活動が以下の点を重視して、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。

●　知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、運動部活動においては、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。

　文化部活動においては、生涯にわたって学び、芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めるとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。

●　生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこととし、各学校においては、生徒の自主性・自発性を尊重し、部活動への参加を義務付けたり、活動を強制したりすることがないよう、留意すること。

●　学校全体として、教職員の負担軽減を図る趣旨を踏まえ、部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。

○　立川市教育委員会は、スポーツ庁及び文化庁の「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（令和４年 12 月）」と、東京都の「学校部活動及び地域クラブ活動に関する総合的なガイドライン（令和５年３月）」に則り、持続可能な部活動の在り方について検討し、速やかに改善に取り組む。

○　立川市立中学校は、立川市の方針に則り、持続可能な部活動の在り方について検討し、速やかに改善に取り組む。

１　適切な運営のための体制整備

⑴学校部活動の方針の策定等

ア　校長は、本方針に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。
部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。

イ　校長は、上記アの活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

ウ　立川市教育委員会は、上記アに関し、各学校において部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡潔で活用しやすい様式の作成等を行う。

⑵指導・運営に係る体制の構築
ア　校長は、教員だけでなく、部活動指導員や外部指導員など適切な指導者を確保していくことを基本とし、生徒や教員の数、部活動指導員等の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部活動を設置する。
イ　校長は、教員を部活動顧問に決定する際は、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の他の校務分掌や本人の抱える事情、部活動指導員等の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌になるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

ウ　校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ・文化芸術活動を行い、教員の負担が過度とならないよう、持続可能な運営体制が整えられているか等について、適宜、指導・是正を行う。

エ　立川市教育委員会は、部活動顧問を対象とするスポーツ・文化芸術活動の指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。

オ　立川市教育委員会及び校長は、教員の部活動への関与について、法令や「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（令和２年文部科学省告示第１号）に基づき、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

カ　立川市教育委員会及び校長は、各学校の生徒や教員の数、部活動指導員や外部指導員の配

置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員等を計画的に学校に配置する。また、教員ではなく部活動指導員が指導や大会等の引率を担うことで、必ずしも教員が直接休日の指導や大会等の引率に従事しない体制の構築を図る。

キ　立川市教育委員会は、部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、体罰（暴力）やハラスメント（生徒の人格を傷つける言動）はいかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、任用時や任用後の定期において研修を行う。

ク　立川市教育委員会は、部活動指導員や外部指導員を確保しやすくするため、関係部署とも連携し、スポーツ・文化芸術団体等の協力を得ながら、指導者の発掘・把握に努める。

２　合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

⑴適切な指導の実施

ア　校長、部活動顧問、部活動指導員及び外部指導員は、部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防や文化部活動中の障害・外傷の予防、バランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）を徹底し、体罰・ハラスメントを根絶する。
特に、運動部活動においては、スポーツ庁及び文化庁の「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（令和４年 12 月）」に則った指導を行う。立川市教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ　運動部活動の顧問、部活動指導員及び外部指導員は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、競技種目の特性等を踏まえた効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

ウ　文化部活動の顧問、部活動指導員及び外部指導員は、生徒のバランスのとれた健全な成長

の確保の観点から、休養等を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解し、分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的な練習・活動の積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

エ　部活動顧問、部活動指導員及び外部指導員は、生徒の運動・文化芸術等の能力向上や、生涯を通じてスポーツ・文化芸術等に親しむ基礎を培うとともに、生徒がバーンアウトすることなく、技能の向上や大会等での好成績等それぞれの目標を達成できるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図った上で指導を行う。その際、専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

⑵部活動用指導手引の活用

部活動顧問、部活動指導員及び外部指導員は、部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のために、中央競技団体又は学校部活動に関わる各分野の関係団体等が作成した指導手引を活用して、２⑴に基づく指導を行う。

３　適切な休養日等の設定

ア　運動部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえ、以下を基準とする。

【休養日】

１　学期中は、週当たり２日以上の休養日を設ける。（平日は少なくとも１日、週休日は少なくとも１日を休養日とし、休養日が確保できなかった場合は、他の日に振り替える。）

２　長期休業中の休養日の設定についても、「１」に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

【活動時間】

１日の活動時間は、長くとも平日では２時間程度、週休日（祝日等を含む。）及び長期休業中

は３時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

文化部活動における休養日及び活動時間についても、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、学校部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、同様とする。

イ　校長は、1⑴に掲げる「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、上記の基準を踏まえるとともに、立川市教育委員会が策定した方針に則り、各部活動の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

ウ　休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、各部共通、学校全体、立川市共通の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定める。

４　生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

ア　校長は、学校の指導体制等に応じて、性別や障害の有無を問わず、技能等の向上や大会等で好成績を収めること以外にも、気軽に友達と楽しめる、適度な頻度で行える等、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる環境を整備する。

具体的な例としては、運動部活動では、より多くの生徒の運動機会の創出が図られるよう、複数のスポーツや季節ごとに異なるスポーツを行う活動、競技・大会志向でなくレクリエーション志向で行う活動、体力つくりを目的とした活動、生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機付けとなる活動等が考えられる。

また、文化部活動では、体験教室などの活動等、障害の有無や年齢等に関わらず一緒に活動することができるアート活動、生涯を通じて文化芸術を愛好する環境を促進する活動等が考えられる。

イ　立川市教育委員会及び校長は、少子化に伴い、単一の学校では特定の分野の部活動を設けることができない場合や、部活動指導員や外部指導員が配置できず、指導を望む教員もいない場合には、生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会が損なわれることがないよう、当面、複数校の生徒が拠点校の部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進する。

ウ　校長は、運動、歌や楽器、絵を描くことなどが苦手な生徒や障害のある生徒が参加しやすいよう、スポーツ・文化芸術等に親しむことを重視し、一人一人の違いに応じた課題や挑戦

を大切にすることや、過度な負担にならないよう活動時間を短くするなどの工夫や配慮をする。

エ　立川市教育委員会及び校長は、学校部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることを踏まえ、生徒の意思に反して強制的に加入させることがないようにするとともに、その活動日数や活動時間を見直し、生徒が希望すれば、特定の種目・部門だけでなく、スポーツ・文化芸術や科学分野の活動や地域での活動も含めて、様々な活動を同時に経験できるように配慮する。

５　学校部活動の地域連携

ア　立川市教育委員会及び校長は、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ・文化芸術団体等との連携により、保護者の理解と協力を得て、学校と地域が連携・協働した形での地域におけるスポーツ・文化芸術の環境整備を進める。

イ　立川市教育委員会及び校長は、学校部活動だけでなく、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等も生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにする。

平成 30 年　５月 31 日　第 10 回教育委員会　「立川市中学校に係る運動部活動の方針」決定
【一部改正】
令和６年３月 25 日　第６回教育委員会　「立川市立中学校に係る学校部活動の方針」決定

4　参考資料

「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン
～子供たちのスポーツ・文化芸術活動の充実に向けて～」
令和7年 12 月　文部科学省

「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン
～生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会確保・充実と教員の働き方改革を目指して～」
令和8年3月　東京都

「東京都における中学校の部活動改革に関する推進計画」
令和8年3月　東京都

立川市立中学校部活動の地域連携・地域展開に関する推進計画
令和８（2026）年　月（改訂版）　発行

発行　立川市教育委員会
〒190-8666
東京都立川市泉町 1156 番地の９
電話　042-523-2111（代表）
FAX　042-528-1204
ホームページ　https://www.city.tachikawa.lg.jp/
編集　立川市教育委員会事務局　教育部指導課